



令和7年12月10日

日本郵便株式会社に対する貨物軽自動車運送事業 に係る行政処分の通知について

下記のとおり、貨物軽自動車運送事業者に対し、令和7年12月10日付けで貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第33条の規定に基づく自動車の使用の停止処分を通知しましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分対象事業者

事業者名：日本郵便株式会社
住 所：東京都千代田区大手町2-3-1
代表者：小池 信也

2. 処分内容

自動車の使用の停止処分（9営業所）

支局	郵便局	行政処分	支局	郵便局	行政処分
旭川	妹背牛	1両× 2両× 40日 39日	釧路	音別	1両× 32日
旭川	朝日	1両× 30日	帯広	幕別	1両× 3両× 30日 27日
旭川	豊富	1両× 1両× 80日 79日	北見	小清水	2両× 35日
室蘭	大滝	1両× 29日	北見	女満別	2両× 52日
室蘭	庶野	1両× 20日			

3. 処分日

令和7年12月10日（水）

【問い合わせ先】

北海道運輸局自動車運送事業安全管理室 酒井・二階堂

TEL : 011-290-2744